

～身体的拘束最小化のための指針～

●身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者様の自由と尊厳ある生活を妨げる行為です。当院では、患者様の尊厳と主体性を大切に、緊急やむを得ない場合を除いて、安易に拘束を行うことはありません。職員一人ひとりが身体的・精神的影響について深く理解をし、身体的拘束のない医療・看護の提供に真摯に取り組んでいます。

●身体的拘束の定義

身体的拘束とは、患者の身体、または衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。
具体的な行為としては、下記に示す。

1. 徘徊をしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること。
2. 転落をしないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲むこと。
4. 点滴や経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛ること。
5. 点滴や経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型手袋等をつけること。
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いす用テーブルを付けること。
7. 立ち上がれる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用すること。
8. 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せること。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛ること。
10. 行動を抑制するために、過剰に向精神薬を投与すること。
11. 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離すること。

●身体的拘束についての基本方針

- ①当院は、患者様または他の患者様等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及びその他の行動を制限する行為を原則禁止とする。
- ②せん妄、不穏状態の患者様の安全を守る為やむを得ず身体的拘束を行う場合には以下の3要件を満たす必要があり、また適応になった場合でも患者様を全人的にとらえ、ご家族との関係に十分配慮しながら遂行しなければならない。当院の身体的拘束最小化に関する基本的な考え方に基づき患者様の権利及び保護を優先とする。

《身体的拘束の3要件》

1. 切迫性：患者本人又は他の患者の生命、身体が危険に晒される可能性が著しく高いこと。
2. 非代替性：身体的拘束を行う以外に方法がないこと。
3. 一時性：身体的拘束等が一時的であること。

③緊急やむを得ない身体的拘束を行う場合の対応

- (1)医師、看護師等の多職種により患者様の状態を評価し、問題行動の背景要因に対して適切に対応する。身体的拘束以外に代わる対応策がないと判断された場合には、その態様及び時間、当該の患者様の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録する。
- (2)身体的拘束が適応と判断された場合、医師が「身体的拘束に関する説明・同意書」を用い、当該措置の必要性及び具体的な実施方法について丁寧に説明を行い、患者様またはご家族様（同意権者）より同意と署名を得る。
- (3)患者様またはご家族様等から同意が得られない場合は、身体的拘束を行わないことによって生じるリスクや不利益について十分に説明を行い、診療録に記録する。
- (4)身体的拘束の継続または解除については、医師、看護師が毎日1回患者様の状態を評価し、身体的拘束の3要件に照らして適否を検討する。多職種の意見も反映されることが望ましい。
- (5)評価の結果、身体的拘束の3要件を満たさないと判断された場合には、医師は速やかに拘束の解除を指示する。
- (6)身体を拘束する何らかの用具等を用いていなくても、居室等に隔離をしたり、向精神薬の投与により過度な鎮静がないか、医師、看護師が確認、検討をする。

●身体的拘束最小化チーム委員会の設置について

身体的拘束の最小化を目的として「身体的拘束最小化チーム委員会」を設置する。

「身体的拘束最小化チーム委員会」は1か月に1回開催し次の活動を行う。

- (1) 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知する。
- (2) やむを得ず身体的拘束を行う場合の検討を行う。
- (3) 発生した身体的拘束の状況について検討し適正に行われているかを確認する。
また代わる対応策、拘束の解除に向けた検討を行う。
- (4) 身体的拘束最小化のための職員全体への指導・研修を行う。
- (5) 当該指針は定期的な見直しと、職員への周知と活用を行う。

●身体的拘束最小化のための職員研修について

- ・入院患者に関わる職員を対象として、身体的拘束最小化に関する研修を年2回以上開催する。
- ・その他、必要な教育、研修を開催する。

○本指針は、当院「身体的拘束最小化マニュアル」に示し、全ての職員が閲覧可能とするほか、入院患者様、ご家族様が閲覧できるように院内掲示、ホームページへ掲載する。

附則 この指針は、令和7年6月1日より施行する。